

下関市立しものせき水族館（海響館）

ライトアップ整備業務仕様書

1 業務の名称

下関市立しものせき水族館（海響館）ライトアップ整備業務

2 業務の概要

下関市立しものせき水族館「海響館」のライトアップ設備の実施設計及び施工を行うもの。

3 業務の目的

本業務は、海響館のライトアップ（照明演出）による夜間観光の魅力向上により、夜間の海響館及び周辺エリアへの観光誘客を促進することで、宿泊需要の喚起や飲食を含めた滞在型観光の一層の推進を図るためのもの。

4 業務の期間

契約締結日から令和7年（2025年）9月30日まで

5 業務の実施場所

山口県下関市あるかぼーと6番1号
（下関市立しものせき水族館「海響館」）

6 業務概要

照明デザイナーにより決定した照明デザイン及び意匠に基づき、電気設備設計を行い、配管・配線及び照明等設置を行うもの。

主な業務概要については、以下のとおりとする。なお、市と入念な打合せのうえ、日程の確認を行いながら業務を進めるものとする。

（1）設計業務

- ・既存設備の現場調査
- ・調査に基づき、配線配管設計図の作成
- ・数量計算書及び資料作成
- ・工事費積算及び設計内訳書作成（根拠資料作成も含む）

※設計図作成後、下関市の承諾を得て数量計算書を作成すること。

（2）施工業務・施工図作成

- ・照明設備設置
- ・配線・配管施工
- ・照明制御盤設置
- ・点灯、配光調整、DMXによる総合試験調整
- ・既設照明設備の撤去及び指定場所への運搬
- ・上記の照明設備、配線・配管施工に伴う基礎、その他掘削・舗装等の土木・建築工事を含む。

※施工図作成時の照明器具詳細位置及び点灯確認及び配光調整等は、照明デザイナーの立会のもと実施すること。

7 主な照明器具及び附属設備

記号	仕様	メーカー	数量
SP7	RGB 投光器 MINI BRICK 器具カート	ウシオライティング	17 台
SP8	スポットライト、器具カート	大光電機	2 台
TP1	手摺照明	ナカ工業	10.4m
SP2	スポットライト、器具カート	山田照明	16 台
SP3	50W 投光器、器具カート	KOYA JAPANLighting	12 台
SP4	投光器、器具カート	投光器（遠藤照明） 器具カート（八紘電気）	9 台
SP5-15	小型スポットライト、配線リート、 LED 用定電流電源、中間リート、スパイク	トキスター	3 台（器具の 台数）
SP5-sp	小型スポットライト、配線リート、 LED 用定電流電源、中間リート、スパイク	トキスター	11 組（器具 の台数）
SP6-sp	小型スポットライト、配線リート、 LED 用定電流電源、中間リート	トキスター	5 組（器具の 台数）
SP10	RGB 投光器 BRICK	ウシオライティング	2 台
SP11	RGB 投光器 MINI BRICK	ウシオライティング	2 台
	コンセントホール 2 口用	ヨシモトホール	3 本
	照明制御盤（制御機器込み）	ウシオライティング	2 面
	イベントコンセント盤（30A）	ウシオライティング	2 面

8 指示事項

設計業務に関する事項は、別紙1「設計業務委託共通仕様書」、別紙2「設計業務委託特記仕様書」のとおりとする。

工事に関する事項は、別紙3「指示事項（営繕工事編）」、別紙4「施工条件書」、別紙5「特記仕様書」のとおりとする。

9 成果物

(1) 設計業務

別紙2「設計業務委託特記仕様書」による。

(2) 施工業務

別紙5「特記仕様書」による。

10 参考資料

- ・別紙6「照明器具配置図」
- ・別紙7「照明制御盤図」
- ・別紙8「イベントコンセント盤図」
- ・別紙9「器具リスト」
- ・別紙10「参考内訳書」

11 注意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、下関市と受注者協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 業務の実施期間については、下関市及び受注者協議の上、決めること。なお、海響館の業務に支障がないよう、工事工程について十分調整を行うこと。
- (4) 仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受注者の責任において行うこと。

別紙 1

設計業務委託共通仕様書

第 1 章 総則

1. 1 適用

1. 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
2. 設計仕様書は、相互に補完するものとする。ただし、設計仕様書の中に相違がある場合、設計仕様書の優先順位は、次の（1）から（5）の順序のとおりとする。
 - （1） 質問回答書
 - （2） 現場説明書
 - （3） 別冊の図面
 - （4） 特記仕様書
 - （5） 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
2. 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
3. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
4. 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
5. 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
6. 「質問回答書」とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
7. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。

8. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
9. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
10. 「共通仕様書」とは、各設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
11. 「特記」とは、1. 1の2. の(1)から(4)に指定された事項をいう。
12. 「指示」とは、監督職員又は検査職員が発注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
13. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
14. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
15. 「報告」とは、受注者が発注者又は監督職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
16. 「承諾」とは、受注者が発注者又は監督職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は監督職員が書面により同意することをいう。
17. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議することをいう。
18. 「提出」とは、受注者が発注者又は監督職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
19. 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
20. 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
21. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
22. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
23. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

1. 一般業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、範囲は特記による。
2. 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

3.1 業務の着手

受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため監督職員との打合せを開始することをいう。

3.2 設計方針の策定等

1. 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び監督職員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第I類第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等及びその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

3.3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3.4 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を監督職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書及び設計業務等委託業務完了通知書、その他現場説明の際指定した書類を

除くものとする。

2. 業務実績情報を登録することが特記に記載されている場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受け、登録されることを証明する資料を監督職員に提示し業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うと共に、登録が完了したことを証明する資料を監督職員に提出しなければならない。

3. 5 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書の内容は、特記による。
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 6 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3. 7 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な

措置を講じなければならない。

3. 8 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定される特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3. 9 監督職員

1. 発注者は、契約書の規定に基づき、監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 監督職員の権限は、契約書に規定する事項とする。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 監督職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 10 管理技術者

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
2. 管理技術者の資格要件は、特記による。
3. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
4. 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限は除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その発注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 11 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督職員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。

万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

3. 12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 13 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
2. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督職員に報告しなければならない。
3. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

3. 14 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 15 条件変更等

受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

3. 16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合

- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適當又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合

3. 17 履行期間の変更

- 1. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 2. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 18 修補

- 1. 受注者は、監督職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- 2. 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督職員の指示に従うものとする。

3. 19 設計業務の成果物

- 1. 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ監督職員と協議し、承諾を得なければならない。
- 2. 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- 3. 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は監督職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

3. 20 検査

- 1. 受注者は、設計業務が完了したとき及び部分引渡しの指定部分に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- 2. 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打ち合わせに関する書面、その他検査に必要な資料を整備し、監督職員に提出しておかなければならない。

3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務成果物の検査

(2) 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合わせに関する書面その他検査に必要な資料により検査する。）

3. 21 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

別紙 2

設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 下関市立しものせき水族館（海響館）ライトアップ整備業務
2. 業務内容 下関市立しものせき水族館（海響館）のライトアップ整備に係る実施設計及び施工等を一括で行うもの。発注者は照明器具及び配置を指定する。受託者は、指定された照明器具及び配置に基づき、現地調査を実施し維持管理及び経済性を考慮した適切な電気設備の設計を行う。設計完了後は下関市の承諾を得ること。
3. 履行期間 契約締結日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで
4. 適用
本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については、「○」印がついたものを適用する。「○」印の付かない場合は「※」印を適用する。「○」と「※」印が付いた場合は、ともに適用する。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和 5 年版）」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

（1）一般業務の範囲

- a. 実施設計
- ・ 建築（総合）実施設計
 - ・ 建築（構造）実施設計
 - 電気設備実施設計
 - ・ 機械設備実施設計
 - ・ 昇降機設備実施設計
 - ・ 外構実施設計

（2）追加業務の内容及び範囲

- 積算業務
 - ・ 建築積算（設計内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成）
 - 電気設備積算（設計内訳書の作成、積算数量算出書の作成）
 - ・ 機械設備積算（設計内訳書の作成、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の

徴集、見積検討資料の作成)

- ・透視図作成
- ・計画通知に関する手続業務
- ・構造計算適合判定に関する手続業務
- 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
- ・山口県福祉のまちづくり条例に係るチェックリストの作成
- ・コスト縮減検討報告書の作成

監督職員と協議し、コスト縮減対策として、有効なものとして採択した事項について取りまとめを行う。

- 概略工事工程表の作成
- ・建築物の利用に関する説明書の作成
- ・住民説明会等に必要な説明用資料の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、監督職員の承諾を得た実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務には以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等（最新版）に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 共 通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- 山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・建築設計基準
 - ・建築構造設計基準
 - ・建築工事標準詳細図
 - ・構内舗装・排水設計基準
 - ・建築工事監理指針
 - ・建築改修工事監理指針
- c. 建築積算
- ・公共建築数量積算基準
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
 - ・営繕工事積算チェックリスト（建築工事編）
- d. 設 備
- 建築設備計画基準
 - 建築設備設計基準
 - 建築設備工事設計図書作成基準
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 電気設備工事監理指針
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ・機械設備工事監理指針
 - 建築設備耐震設計・施工指針
 - 建築設備設計計算書作成の手引
- e. 設備積算
- 公共建築設備数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
 - 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
 - 営繕工事積算チェックリスト（電気設備工事編）
 - ・営繕工事積算チェックリスト（機械設備工事編）

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (a) 管理技術者、照査技術者の経歴等
- (b) 各主任技術者の経歴等
- (c) 担当技術者の経歴等
- (d) 業務実施体制
- (e) 協力者の名称、協力を受ける理由、分担業務分野等（協力者がある場合）
- (f) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由、主任担当技術者の経歴等
- (g) 業務実施工程表
- (h) その他監督職員から指示があった事項

(4) 配置技術者の資格要件

a. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・ 建築士法に規定する一級建築士
 - ・ 建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士
 - ・ 建築士法に規定する建築設備士
- 受注者の組織に属していること

b. 担当技術者の資格要件

担当技術者については、~~建築（総合）~~、~~建築（構造）~~、電気設備、機械設備の各部門の業務を分担する担当技術者のうちそれぞれ1名以上は、次の資格要件を満たす者とする。また、当該資格要件を満たす担当技術者の中から、各部門毎の責任者として、主任担当技術者を1名ずつ選定し配置する。

ア. 建築（総合）設計

- ・ 建築（総合）設計担当技術者の資格要件は（・一級建築士 ・ ）とする。
- ・ 建築（総合）設計担当技術者は公共建築工事に関する実施設計の実務経験5年以上とする。
- ・ 建築（総合）設計担当技術者と管理技術者は兼任できる。

イ. 建築（構造）設計

- ・ 建築（構造）設計担当技術者の資格要件は（・一級建築士 ・ 構造設計一級建築士）とする。
- ・ 建築（構造）設計担当技術者は公共建築工事に関する構造設計の実務経験5年以上とする。
- ・ 建築（構造）設計担当技術者と管理技術者は兼任できる。

ウ. 電気設備設計

- ・ 電気設備設計担当技術者の資格要件は（・設備設計一級建築士 ・ 建築設備士）とする。
- 電気設備設計担当技術者は公共建築工事に関する実務経験5年以上とする。

エ. 機械設備設計

- ・ 機械設備設計担当技術者の資格要件は（・設備設計一級建築士 ・ 建築設備士）とする。
- ・ 機械設備設計担当技術者は公共建築工事に関する機械設備設計の実務経験5年以上とする。

オ. 積算

- ・ 積算担当技術者の資格要件は（・建築積算士 ・ ）とする。

(d) 本業務に関する関係機関との協議

必要に応じて本業務に関連する関係機関（電気・ガス・上下水道・道路）との協議を行うこと。

(e) その他必要業務等

- ・設計段階において、コスト縮減の観点から、受注者より積極的なVE提案を行なうこと。
- ・各々の検討資料の作成に当っては、類似物件または類似資料との比較検討を行うこと。
- ・可能な限り地域特産材の利用に努め、設計に反映させること。
- ・インフラの引込計画について周辺敷地の調査（既存配管の位置）を行うこと。
- ・敷地表面雨水排水計算を行い、敷地外への排水方法の確認を行うこと。

○関係機関との協議に要する資料の作成を行うこと。

○受注者は、設計業務完了後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合において、原則として無償で設計図書の作成・修正等を行うものとする。

- ・設計に起因する不備等により設計変更が生じたとき
- ・杭工事施工時における杭心ずれに伴う設計変更が生じたとき

3. 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

成 果 物	部数等	製本形態 特記なき場合 ファイル綴じとする	摘 要
a. 建築（総合） ・建築（総合）設計図 建築物概要書、仕様書、仕上表、面積表及び 求積図、敷地案内図、配置図、平面図（各階）、 断面図、立面図（各面）、矩計図、展開図、 天井伏図（各階）、平面詳細図、部分詳細図 （断面含む）、建具表、外構図、総合仮設計 画図 ・計画通知図書 ・（各届出書等）	（ ）部 （ ）部 （ ）部 （ ）部	製本 バラ	A 3 版 A 3 版
b. 建築（構造） ・建築（構造）設計図 仕様書、構造基準図、伏図（各階）、軸組図、 部材断面表、各部断面図、標準詳細図、各部 詳細図 ・構造計算書 ・計画通知図書	（ ）部 （ ）部 （ ）部 （ ）部	製本 バラ	A 3 版 A 3 版

・ ()			
c. 電気設備 ○電気設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、電灯設備図、動力設備図、電熱設備図、雷保護設備図、受変電設備図、静止形電源設備図、発電設備図、構内情報通信網設備図、構内交換設備図、情報表示設備図、映像・音響設備図、拡声設備図、誘導支援設備図、テレビ共同受信設備図、テレビ電波障害防除設備図、監視カメラ設備図、駐車場管制設備図、防犯・入退室管理設備図、火災報知設備図、中央監視制御設備図、構内配電線路図、構内通信線路図 ○ランニングコスト計算書 ○電気設備設計計算書 ・計画通知図書 ○その他の届出書 (各届出書等)	(2) 部 (1) 部 (2) 部 (2) 部 (2) 部	製本 バラ	A 3 版 A 3 版
d. 機械設備 ・空調調和設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、機器表、空気調和設備図、換気設備図、自動制御設備図、排煙設備図、屋外設備図 ・給排水衛生設備設計図 仕様書、敷地案内図、配置図、機器表、衛生器具設備図、給水設備図、排水設備図、雨水排水利用設備図、給湯設備図、消火設備図、ガス設備図、し尿浄化槽設備図、ごみ処理設備図、さく井設備図、屋外設備図 ・ランニングコスト計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・空調換気設備設計計算書 ・昇降機設備設計計算書 ・計画通知図書 ・その他の届出書 (各届出書等)	() 部 () 部 () 部 () 部 () 部 () 部 () 部 () 部 () 部 () 部 () 部 () 部	折り 製本 バラ 折り 製本 バラ	A 2 版 A 3 版 A 3 版 A 2 版 A 3 版 A 3 版
e. 建築積算 ・建築工事積算数量算出書	() 部		

<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 営繕工事積算チェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> () 部 () 部 () 部 		
<p>f. 電気設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備工事積算数量算出書 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 部 () 部 () 部 () 部 		
<p>g. 機械設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備工事積算数量算出書 ・ 機械設備工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 数量積算根拠図 	<ul style="list-style-type: none"> () 部 () 部 () 部 () 部 		
<p>h. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日影図 ・ 透視図 ・ 透視図の写真 ・ 模型 ・ 模型の写真 ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ 山口県福祉のまちづくり条例に係るチェックリスト ・ リサイクル計画書 ・ コスト縮減検討報告書 ○ 設計説明書 ・ 備品計画表 ○ 概略工事工程表 ・ 営繕事業広報ポスター ・ 施設使用条件書 ・ 建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) ・ グリーン庁舎評価システム (GBES) ・ グリーン診断・改修計画システム (GBES-Re) ・ 地上デジタル放送の受信状況及び受信障害予測関係報告書 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部 (1) 部 		
<p>i. 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種技術資料 ・ 構造計算データ 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部 		

・電波障害検討資料 ○各記録書	(1)部		
--------------------	------	--	--

(注) : 建築（構造）の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中に入れることができる。

: 設計図は、適宜、追加しても良い。

: 成果物は、監督職員の指示により製本とする。

: 電子データ等でも提出するものとし、作成は「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）」、「建築設計業務等電子納品要領（案）」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。

(3) 成果物の体裁等

実施設計の設計原図には、表題欄に受注者名表示、工事名称、図面名称、縮尺、図面番号の欄を設ける。

電子データ等のファイルもしくはデータ形式については、次のとおりとする。

○文書・資料等 DOC、XLS、XLXS、PDF

○積算数量調書 PDF、XLS

○CAD図面等 JWW、DXF、PDF

(注) CADデータについてはJWW形式とし、DXFについては、JWWで読取・変換可能なものとする。

なお、当該データを最終項としてPDF（A4版）化すること。

また、その他すべての提出物については、監督職員の指示に従うとともに、PDF化を行い提出すること。

別紙 3

指示事項（営繕工事編）

1 施工管理基準等

受注者は、当該工事の施工に当たっては、以下に示す標準仕様書、共通仕様書等を適用する。

- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版

2 工事の仕様

当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書及び特記仕様書のとおりとする。

3 法令の遵守

(1) 受注者は、工事の施工に当たって関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。

また、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可証の写しを発注者に提出すること。

(3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。

4 産業廃棄物

施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トン当たり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象となくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。

5 施工体制台帳

受注者は、下請契約を締結した場合は「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」を提出すること。

なお、「施工体制台帳の写し」及び「施工体系図の写し」は下請工事の着手前までに提出すること。

6 社会保険等未加入対策

- (1) 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和4年3月30日国不建キ第39号）」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。
- (2) 受注者は、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者）と特別の事情により下請契約（一次下請契約に限る）を締結しようとする場合は、その理由を付した書面を事前に提出し発注者の承認を得ること。

7 市内産資材並びに市内代理店等の活用

受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 in 市役所の趣旨を踏まえ、施工する工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材（市内工場で製造した製品）並びに、市内代理店等から購入することを優先し、使用材料については「工事材料使用承諾願」により発注者の承諾を得ること。

8 市内企業の下請活用

受注者は、下請負人を必要とする工事については、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」 in 市役所の趣旨を踏まえ、市内建設業者を優先して活用することとし、市内建設業者を活用しない場合は、その理由を付した書面を事前に発注者に提出すること。

9 排出ガス対策

受注者は、工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房技術審議官により排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械を使用すること。

これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について発注者と協議し、承諾を得ること。

また、国土交通省が「低騒音型建設機械」として指定した建設機械については、その使用に努めること。

※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省HPを参照のこと。

[“https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html”](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html)

10 建設リサイクル

(1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。

ア 落札者は、工事契約日前までに、法第12条第1項の規定による説明を発注者へ行うこと。

イ 落札者は、落札決定通知後、3日以内（土日・祝日を除く）に法第13条及び省令第7条に規定する書類を発注者に提出すること。

ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第13条及び省令第

7条に基づき書面にに基づき作成される。

エ 法第13条及び省令第7条に基づき書面の作成方法は以下のとおりとする。

- ① 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。
- ② 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

(2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日国土交通省）、「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月30日環境省）に基づき、再生資源利用計画様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として発注者に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、発注者に提示すること。

また、受注者は、再生資源利用促進計画様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として発注者に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、発注者に提示すること。

なお、受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を発注者に提出すること。

なお、COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のEXCELデータを提出すること。

※建設副産物情報交換システムを参照のこと。

“<http://www.recycle.jacic.or.jp/>”

(3) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の現状を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源促進利用計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

1.1 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ（工事实績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、発注者の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を発注者に提示すること。

なお、提示の期限は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの提示期限は、契約締結後、10日以内（土日・祝日を除く）とする。
- ② 完了時登録データの提示期限は、工事完成後、10日以内（土日・祝日を除く）とする。

- ③ 変更時登録データの提示期限は、変更があった日から、10日以内（土日・祝日を除く）とする。

変更登録は、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

1.2 各種調査への協力等

- (1) 受注者は、下記調査の対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。なお、本工事の工期経過後も同様とする。

- ① 建設副産物実態調査
- ② 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査
- ③ その他、発注者の実施する調査

- (2) 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1.3 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後に判明した場合は、「下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」別紙1 工事等措置要件「不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、指名停止措置を行うことがある。

- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。

- (4) 不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、工事請負契約書の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

1.4 火災保険等

- (1) 受注者は、工事請負契約書に基づき、火災保険等に付すること。

(2) 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証紙の写し又はそれに代わるものを直ちに発注者に提出すること。

1.5 標示板の設置等

工事現場に設置する「標示板」については、記載内容、設置位置等については、発注者と事前に協議すること。

1.6 中間検査等

検査項目及び検査実施時期等については別途指示する。

1.7 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型、胴ベルト型、ランヤード等）とする。

1.8 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

ただし、正当な理由（他機関等の退職金制度加入等）で掛金収納書が提出できない場合及び提出が遅れる場合は、その理由を書面により申し出ること。

また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。

1.9 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、本市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取組には受注者の協力が不可欠であり、工事管理や工事の施工などに当たり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

(1) 環境法令について

受注者は、工事の施工に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 事故発生時の対応

受注者は、工事中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、事故内容（原因、経過、被害等）は、速やかに報告書として提出すること。

(3) 苦情発生時の対応

受注者は、工事に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、苦情内容（苦情者、原因、経過等）は、速やかに報告書として提出すること。

(4) 工事に関する配慮事項

受注者は、工事の施工に際しては、次の各号に配慮すること。

ア 生活環境対策

- ① 低騒音・振動型の建設機械の利用や工事時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。
- ② 排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。
- ③ 濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

- ① 土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。
- ② 土砂の崩壊、流出防備に努めること。
- ③ 周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ④ 周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

- ① 美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ② 埋蔵文化財包蔵地における工事に当たっては事前に発掘調査による記録保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。
- ③ 周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、発注者と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

20 その他

本工事は、工事請負契約書第52条第1項及び第2項に定める契約不適合責任期間が到来するまで（概ね期限の2ヶ月前を予定）に“かし検査”を行う場合がある。その際は、現地調査等必要な協力を要請する。

21 電子納品

電子納品は、「下関市電子納品ガイドライン」に基づき行うこと。

22 情報共有システム

情報共有システムは、「下関市情報共有システム運用ガイドライン」に基づき行うこと。

23 公共工事の一斉土曜閉所の取組

建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、建設現場の週休2日を実現するため、国・県・市町等の県内の発注機関が発注する工事において、一斉土曜閉所の取組を実施する。

なお、現場閉所実施日においては、終日、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務作業を行わないものとする。

項目	明示事項	条件等
工程関係	1. 関連する別途発注工事による 施工時期、全体工期への影響	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 他工事名（下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設建築主体工事、下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設機械設備工事（その1）（その2）、下関市立しものせき水族館（海響館）改修及びアシカ展示施設電気設備工事） 発注者（下関市） 他工事の内容（建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事） 影響箇所（ ） 影響期間、時間（ ） 影響内容（ ） 備考（ ）
	2. 施工時期、施工時間、施工方法等の制限	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 制限される施工内容（水族館の営業に影響のある工事） 施工箇所（ ） 施工時期、時間（令和6年12月～令和7年6月の休館期間中） 施工方法（ ） 備考（ ）
	3. 関係機関との協議が未成立のもの	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 関係機関等（ ） 制約を受ける内容（ ） 協議内容（ ） 成立見込み時期（ ） 備考（ ）
	4. 関係機関との協議により付された条件 （現場条件の変更に伴う、条件の変更については、別途協議することとする。）	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 関係機関等（ ） 影響項目（ ） 影響範囲（ ） 影響内容（ ） 影響期間、時間（ ） 備考（ ）
	5. 工事着手までの余裕期間	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="checkbox"/> 発注者指定方式（工事着手日： ） <input type="checkbox"/> 任意着手方式（工事着手期限： ）
	6. 地下埋設物及び埋蔵文化財の 事前調査または移設	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 項目（ ） 管理者（ ） 調査期間（ ） 移設期間（ ） 備考（ ）
	7. 設計工程上見込んでいる条件 （準備期間、後片付け期間、雨 休率、作業不能期間、施工班数 の増） （「有」の場合の詳細は特記仕様 書による）	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="checkbox"/> 準備期間 <input type="checkbox"/> 後片付け期間 <input type="checkbox"/> 雨休率、雨休日数 <input type="checkbox"/> 作業不能期間 <input type="checkbox"/> 施工班数の増 備考（ ）
	8. 現場条件による工法の制限	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 対象工種（ ） 影響範囲（ ） 影響内容（ ） 影響期間、時間（ ） 備考（ ）
	9. 現場施工着手までの工事一時 中止期間	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 中止箇所（ ） 中止期間（ ） 中止内容（ ） 再開予定時期（ ） 備考（ ）
	10. 週休2日工事の適用 発注者指定型、受注者希望型の 「週休2日工事」の場合は 「有」	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="checkbox"/> （土木工事）週休2日工事（現場閉所型） <input type="checkbox"/> （土木工事）週休2日工事（交替制） <input type="checkbox"/> （営繕工事）週休2日工事 ※本欄の内容は、受発注者協議により変更できる場合もある （実施要領を参照すること）
	11. その他	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無

項目	明示事項	条件等
用地関係	1. 工事用地、補償物件の未処理部分	有 <input checked="" type="radio"/> 無 場所、物件 () 範囲 () 処理見込み時期 () 影響工種 () 備考 ()
	2. 工事用地等の使用終了後の復旧条件	有 <input checked="" type="radio"/> 無 場所、範囲 () 復旧完了予定日 () 復旧条件 () 備考 ()
	3. 用地借地条件等	有 <input checked="" type="radio"/> 無 場所、範囲 () 期間 () 使用条件 () 借地条件 () 備考 ()
	4. 市有地使用指定の場合の条件等	有 <input checked="" type="radio"/> 無 場所、範囲 () 期間 () 使用条件 () 復旧条件 () 備考 ()
	5. その他	有 <input checked="" type="radio"/> 無
公害対策関係	1. 施工方法の制限	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 () 対象工種 () 施工方法 () 施工時期、時間 () 制限内容 () 備考 ()
	2. 水替・流入防止施設	有 <input checked="" type="radio"/> 無 対象工種 () 内容 () 排水時期、時間 () 備考 ()
	3. 濁水、湧水、油漏れ等の処理 (特別な対策を要するもの)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 対象工種 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	4. 事業損失関係の事前・事後調査	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 地盤沈下 <input type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 電波障害 <input type="checkbox"/> その他 () 調査時期 () 調査範囲 () 調査方法 () 備考 ()
	5. その他	有 <input checked="" type="radio"/> 無

項目	明示事項		条件等
安全対策関係	1. 交通安全施設等の指定	有 <input checked="" type="radio"/>	交通安全施設 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の近接作業	有 <input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他 () 工法制限 () 時間制限 () 備考 ()
	3. 危険要因に対する防護施設等	有 <input checked="" type="radio"/>	<input type="checkbox"/> 落石 <input type="checkbox"/> 雪崩 <input type="checkbox"/> 土砂崩壊 <input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> その他 () 防護施設 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	4. 交通規制及び交通誘導警備員の配置	有 <input checked="" type="radio"/>	規制範囲 () 期間、時間 () 備考 ()
	5. 安全監視船（警戒船）の配置	有 <input checked="" type="radio"/>	時期、時間 () 備考 ()
	6. 発破作業制限	有 <input checked="" type="radio"/>	防護工制限 () 作業時間制限 () 備考 ()
	7. 換気設備（有毒ガス、酸素欠乏対策として特に必要なもの）	有 <input checked="" type="radio"/>	危険要因 () 内容 () 備考 ()
	8. 高所作業における対策	有 <input checked="" type="radio"/>	内容 () 備考 ()
	9. 砂防工事における現場条件	有 <input checked="" type="radio"/>	地形・地質特性 () 危険要因 () 対策内容 () 備考 ()
	10. その他	有 <input checked="" type="radio"/>	
工事用道路関係	1. 搬入路としての一般道路の使用制限	有 <input checked="" type="radio"/>	搬入経路 () 使用期間・時間帯 () 制限内容 () 使用中使用後の処置 () 備考 ()
	2. 仮設道路の設置条件	有 <input checked="" type="radio"/>	一般通行： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 安全施設内容 () 安全施設期間 () 維持補修内容 () 維持補修時期、頻度等 () 工事完了後の処置： <input type="checkbox"/> 存置 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他 備考 ()
	3. 工事用道路の共用及び使用制限	有 <input checked="" type="radio"/>	工事用道路管理： <input type="checkbox"/> 本工事 <input type="checkbox"/> 他工事 他工事名 () 期間 () 使用制限 () 備考 ()
	4. その他	有 <input checked="" type="radio"/>	

項目	明示事項	条件等
仮設備関係	1. 仮設物の転用	仮設物：□引継 □引渡 仮設物（ ） 施工者：□本工事 □他工事（ ） 引継、引渡時期（ ） 維持管理等条件（ ） 備考（ ）
	2. 仮設物の兼用	仮設物（ ） 兼用工事名（ ） 維持管理等条件（ ） 備考（ ）
	3. 仮設物の構造、施工方法の指定	仮設物（ ） 構造（ ） 施工方法（ ） 備考（ ）
	4. 仮設物の設計条件の指定	仮設物（ ） 設計条件（ ） 備考（ ）
	5. その他	
建設機械関係	1. 建設機械の指定 ※本欄で建設機械の機種、規格等を特に指定しない限り、請負者の任意とする。（本欄で指定しないもので、別紙内訳書、明細書及び施工代価表に記載されている建設機械の機種、規格は積算上参考として記載しているものである。）	名称（ ） 機種・規格（ ） 内容（ ）

項目	明示事項		条件等
建設副産物関係	1. 建設発生土	(有) 無	<input type="checkbox"/> 現場内流用（同一工事内で利用） <input type="checkbox"/> 工事間流用（他工事への搬出） （工事名：） （場所：） （運搬距離： k m） <input type="checkbox"/> 仮置き（場所：） <input type="checkbox"/> 公共残土処理場へ搬出 （場所：） （運搬距離： k m） <input checked="" type="checkbox"/> 民間残土処理場へ搬出 <input type="checkbox"/> 未登録 <input checked="" type="checkbox"/> 登録済み ※選択時のみ別紙を添付 場所：別紙「民間残土処理場（登録済み）一覧表」による <input type="checkbox"/> 上記以外の受入地への搬出 （指定場所：） （運搬距離： k m） <input type="checkbox"/> 搬出条件 内容（） ※受入可能時期・時間、押土・整地必要など
	2. 建設搬入土（他工事からの搬入）	有 (無)	工事名（） 工事場所（） 搬入条件（） 試験費等（） 備考（）
	3. 建設リサイクル法の適用	有 (無)	1 工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物の解体（床面積の合計80㎡以上） <input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築（床面積の合計500㎡以上） <input type="checkbox"/> 建築物の修繕・模様替【リフォーム等】 （ただし、請負代金が1億円以上の場合に適用） <input type="checkbox"/> 其他工作物に関する工事【土木工事等】 （ただし、請負代金が500万円以上の場合に適用） 2 対象特定建設資材（建設リサイクル法第2条及び施行令第1条による） <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート

項目	明示事項		条件等
建設副産物関係	<p>4. 建設副産物及び建設廃棄物の利用・処理条件</p> <p>※処理施設へ搬出する場合は、建設廃棄物の種類や処理方法に応じた産業廃棄物処分業の許可を有する施設に限る。</p> <p>※中間処理の場合は、固定式または移動式を含む固定式の業の許可を有する施設へ搬出するものとする。ただし、移動式施設での処理を指定する場合はこの限りではない。</p>	<p>有 無</p>	<p>再生資源利用計画書・実施書及び再生資源利用促進計画書・実施書の提出：<input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p><input type="checkbox"/>コンクリート塊</p> <p>ア. 処理方法</p> <p><input type="checkbox"/>中間処理 (処理後の用途)</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/>材料試験されている再生クラッシャーラン</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/>その他</p> <p><input type="checkbox"/>現場内利用</p> <p><input type="checkbox"/>最終処分</p> <p>イ. その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>アスファルト・コンクリート塊</p> <p>ア. 処理方法</p> <p><input type="checkbox"/>中間処理 (処理後の用途)</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/>再生アスファルト混合物</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/>その他</p> <p><input type="checkbox"/>現場内利用</p> <p><input type="checkbox"/>最終処分</p> <p>イ. その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>建設発生木材</p> <p>ア. 処理方法 (中間処理)</p> <p><input type="checkbox"/>再資源化</p> <p><input type="checkbox"/>縮減 (焼却)</p> <p>イ. その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>汚泥</p> <p>ア. 処理方法</p> <p><input type="checkbox"/>現場内利用</p> <p><input type="checkbox"/>工事間流用</p> <p><input type="checkbox"/>中間処理</p> <p><input type="checkbox"/>最終処分</p> <p>イ. その他 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>土砂 (建設発生土等)</p> <p>条件等は「1. 建設発生土」及び「2. 建設搬入土 (他工事からの搬入)」に記載のとおり</p> <p><input type="checkbox"/>その他 (名称：)</p> <p>ア. 処理方法</p> <p><input type="checkbox"/>中間処理</p> <p><input type="checkbox"/>最終処分</p> <p>イ. その他 ()</p>
	<p>5. 産業廃棄物税相当額</p> <p>※処分方法の変更等により課税対象とならない場合は、変更契約により税額分を減額する。</p>	<p>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>	<p>課税対象品目 ()</p> <p>備考 ()</p>
	<p>6. その他</p>	<p>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>	

項目	明示事項	条件等
支障物件等	1. 占用支障物件	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他 () 管理者 () 位置 () 移設時期 () 工事方法 () 防護方法 () 備考 ()
	2. 占用物件と重複工事	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他 () 管理者 () 影響期間 () 影響範囲 () 影響工種 () 備考 ()
	3. その他	
薬液注入関係	1. 薬液注入	設計条件 () 工法区分 () 注入材料 () 注入量 () 施工範囲 () 注入圧 () 施工方法の指定 () 材料管理方法 () 施工管理方法 () 地下埋設物の防護方法 () 備考 ()
	2. 周辺環境への影響調査	調査内容 () 調査頻度 () 備考 ()
	3. その他	

項目	明示事項	条件等		
場所打杭工（大口径ボーリング）	1. 作業時間制限	有	<input checked="" type="radio"/> 無	作業時間（ h ~ h ）
	2. 杭の継手	有	<input checked="" type="radio"/> 無	<input type="checkbox"/> 溶接継手（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	3. チェックボーリング	有	<input checked="" type="radio"/> 無	本数（内訳書、特記仕様書等参照） 深度（内訳書、特記仕様書等参照）
	4. 溶接継手の品質管理	有	<input checked="" type="radio"/> 無	<input type="checkbox"/> 試験片による引張、曲げ試験 <input type="checkbox"/> X線透過試験 <input type="checkbox"/> 超音波探査試験 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	5. その他	有	<input checked="" type="radio"/> 無	
集水井及び集排水ボーリング工	1. 水文調査	有	<input checked="" type="radio"/> 無	<input type="checkbox"/> 既存井戸 <input type="checkbox"/> 湧水池 <input type="checkbox"/> ため池 <input type="checkbox"/> 既存調査孔 <input type="checkbox"/> その他（ ） 調査範囲（ ） 調査期間（ ） その他（ ）
	2. コア採取	有	<input checked="" type="radio"/> 無	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他（ ）
	3. その他	有	<input checked="" type="radio"/> 無	
アンカー工	1. チェックボーリング	要	<input checked="" type="radio"/> 不要	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他（ ）
	2. その他	有	<input checked="" type="radio"/> 無	

施工条件書

項目	明示事項	条件等
その他	1. 工事中資機材の保管・仮置き	資機材名 () 場所 () 期間 () 保管・仮置き方法 () 備考 ()
	2. 現場発生品	品名 () <input type="checkbox"/> 再使用有 <input type="checkbox"/> 再使用無 引渡場所 () 引渡時期 () 備考 ()
	3. 支給品 (工事請負契約書第15条事項)	品名 () <input type="checkbox"/> 返納有 <input type="checkbox"/> 返納無 引渡場所 () 引渡時期 () 備考 ()
	4. 関係機関・自治体との近接協議に係る条件	関係機関等名称 () 条件 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	5. 架設工法の指定	施工方法 () 施工条件 () 施工時期 () 備考 ()
	6. 工事中電力の指定	内容 () 条件 () 備考 ()
	7. 特許工法等の指定	内容 () 条件 () 備考 ()
	8. 工事目的物の部分引渡	引渡箇所 () 引渡時期 () 備考 ()
	9. 工事目的物の部分使用	使用箇所 () 使用時期 () 備考 ()
	10. 給水の必要	関係機関 () 取水箇所 () 取水方法 () 取水時期 () 備考 ()
	11. 特殊材料の指定	材料 () 対象工種 () 備考 ()
	12. 工事関係者連絡会議の設置	工事関係者連絡会議： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 時期、頻度 ()
	13. 資材及び機械搬入方法等の制限	資材、機械名 () 場所、範囲 () 搬入条件 ()
	14. 火災保険等 (工事請負契約書第53条事項) ※加入期間は、工事着工の日から工事完成期日14日後までとする。	<input type="checkbox"/> 建設工事保険 <input type="checkbox"/> 土木工事保険 <input checked="" type="checkbox"/> 賠償責任保険 <input checked="" type="checkbox"/> 労災補償に必要な法定外の保険 <input checked="" type="checkbox"/> その他必要と思われる保険
	15. その他	

特記仕様書

業務名 下関市立しものせき水族館（海響館）ライトアップ整備業務

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（以下標仕）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版（以下改修標仕）及び、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版（以下標準図）による。
- 2 参考図書として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、電気設備工事監理指針令和4年版（以下指針）、営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編 令和5年版を用いる。
- 3 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- 4 特記仕様の適用方法
 - 1) 項目は番号の前に○印のついたものを適用する。
 - 2) 特記事項は○印のものを適用する。・印は適用しない。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
- 5 施工にあたり特記仕様書によりがたい場合は、監督職員の指示に従う。

項目	特 記 事 項
○ 1	仮設工事 1) 掲示物【※現場表示板 ※建設業の許可票 ※緊急連絡先 ※施工体系図 ※労災保険成立票 ※建退共加入票 ※再生資源利用(促進)計画表等 ※石綿事前調査結果等】
○ 2	電子納品 本工事は電子納品の【※対象 ・対象外】とする。 1) 電子納品にあたっては、「下関市電子納品ガイドライン」に基づき行うこと。 2) 工事の着手前に受発注者協議を行い、電子化の範囲等を決定すること。これによりがたい場合には、協議の上、従来の納品とする。 3) 成果品は、ガイドラインに基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R等）で2部提出とする。 4) 工事及び業務の実施にあたり内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。 5) 成果品の提出にあたっては電子成果品作成支援・検査システムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出すること。
○ 3	工事関係図書（※電子納品の対象とした場合は協議内容を優先とする。） 1) 実施工程表 【※要 ・不要】 2) 総合施工計画書 【※要 ・不要】 3) 施工図 【※要 ・不要】 4) 施工前までに提出する資料 a) 施工体制台帳の写し及び施工体系図の写し 【※要 ・不要】 （下請負人を必要とする工事） b) 建設業退職金共済金収納書又は未購入届 【※要 ・不要】 c) 産業廃棄物処理に関する届 【※要 ・不要】 d) 残土処理場に関する届 【※要 ・不要】 e) 工事保険等証書の写し 【※要 ・不要】 f) 工事（機器・材料）使用承諾願 【※要 ・不要】 提出を省略できる機器（下記のうち設計図書に適合するもの） 【※JIS、JCSマークのある機材の内 ※電線及び圧着端子 ※電線管及び電線管付属品】 ただし、監督職員が提出を求めた場合は提出する。 g) 中折製本設計図 （原図版） 3部 【※要 ○ 不要】 （A3縮小版） 3部 【※要 ・ 不要】 h) 消防設備等設置届出書 3部 【※要 ○ 不要】 i) 道路使用許可申請書 必要部数 【※要 ○ 不要】

- j) 電気使用申込書兼お客さま工事票の写し1部 【※要 ○ 不要】
k) 石綿事前調査結果報告書 【※要 ・ 不要】
l) その他官公署への申請書類 必要部数
- 5) 施工中に提出する資料
a) 工事履行報告書（契約後・毎月） 【※要 ○ 不要】
- 6) 完成時に提出する資料
a) 工事写真（完成、施工前、施工中） 【※要 ・ 不要】
b) 完成図書 【※要 ・ 不要】
c) 試験成績書表 【※要 ・ 不要】
d) 消防用設備等検査済証 【※要 ○ 不要】
e) 中折製本完成図（原図版） 3部 【※要 ○ 不要】
(A3縮小版) 3部 【※要 ・ 不要】
f) 中折製本施工図（原図版） 3部 【※要 ○ 不要】
(A3縮小版) 3部 【※要 ○ 不要】
- 7) 完成時の提出図書
a) 完成図書の提出 各施設ごとに2部ずつ
b) 完成図書の製本 A4版【・黒表紙金文字製本○パイプ式ファイル・紙ファイル】
c) 完成図書の構成
・完成図 【※要 ・ 不要】
・施工図 【※要 ・ 不要】
・機器完成図 【※要 ・ 不要】
・試験成績表 【※要 ・ 不要】
・取扱説明書 【※要 ・ 不要】
・官公署届出書類の写し 【※要 ・ 不要】
・監督職員が指示するもの
- 8) 試験成績表の構成
・特に監督職員が指示するもの 【※要 ・ 不要】
- 9) 検査時に確認する資料
a) 納品書 【※要 ・ 不要】
b) 数量比較表 【※要 ・ 不要】
c) 土工数量調書 【※要 ・ 不要】
d) 工程、安全、品質、出来形等の管理資料 【※要 ・ 不要】
e) 産業廃棄物管理票の写し 【※要 ・ 不要】
f) 再生資源利用(促進)計画書及び実施書 【※要 ・ 不要】
※工事登録証明書込 建設副産物情報交換システム(COBRIS)による
- 4 標仕1.6.2技術検査の適用
コンクリート打設前の配管施工時又は完成時
天井仕上げ前の隠ぺい配管・配線施工時又は完了時
地中埋設配管施工時又は掘削施工時
外灯の基礎(コンクリート打設前)
仮設足場組立完了時
壁面、床面など養生完了時
高所機器取り付け時(機器取り付け金物等の施工時又は完了時を含む)
器具取り付け時(器具取り付け金物等の施工時又は完了時を含む)
高圧機器搬入時及び据え付け時
接地極の埋設施工時
機材搬入時
各種試験の立会
その他特に必要と認められる時
- 5 負担金、申請料など
1) 工事に係る申請、加工、検査等の手続きとその費用は受注者負担とする。
- 6 雑材料
1) 吊り金物、支持金物及び固定金物
a) 屋外は、特記がなければステンレス製とする。
b) ピット内及び多湿箇所はステンレス製とする。
2) インサート金物
インサート金物の釘は樹脂製又はステンレス製とする。
3) 機材の取付ボルト等

- a) ボディービスは、ステンレス製とする。
- b) 分電盤・制御盤・端子盤は、ステンレス製とする。
- c) 屋外は、特記がなければステンレス製とする。
- d) ピット内及び多湿箇所はステンレス製とする。
- 4) シーリング材
 - a) 使用材料に悪影響を与えないシーリング材を使用する。
- 7 貫通部の処理
 - 1) 標仕によるもの以外の配管貫通部の隙間は原則としてモルタルを充填する。
- 8 はつり及び穴あけ
 - 1) 改修標仕「第2章はつり工事」による。
 - 2) 改修工事でない場合ははつり及び穴開けは、原則として行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
 - 3) 改修工事ではつり及び穴開けを行う場合は、鉄筋探査を行うこと。
- 9 標仕 金属管の塗装箇所の適用
 - 1) 屋外、機械室等での電気亜鉛めっき部分。
- 10 あと施工アンカー
 - 1) 改修工事でない場合のあと施工アンカーは、原則として使用しない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
 - 2) 性能確認試験 【※製造者の試験成績表による】
 - 3) 施工後確認試験 【・要 ※不要】
- 11 基礎工事
 - 1) 基礎の適用 【※標準基礎 ・防振基礎】
 - 2) コンクリート基礎端部は面取りをする。
 - 3) 屋外設置機器と多湿場所に設置する機器の基礎アンカーボルトとナット等はステンレス製または溶融亜鉛めっき鋼製とする。
 - 4) 設計用震度【 】
 - 5) 屋外及び多湿箇所の基礎ボルトはキャップをかぶせる。
- 12 配管配線工事
 - 1) スラブ配管は、原則として金属管の場合(2.2)又は(2.5)以下とするが、特に必要な場合で監督職員が認めた場合は(2.8)又は(3.1)以下とする。
 - 2) スラブ配管は、原則として合成樹脂管(硬質ビニル管・P.F管)の場合(2.2)以下とするが、特に必要な場合で監督職員が認めた場合は(2.8)以下とする。
 - 3) 屋外若しくは人が容易に触れる恐れのある場所でのP.F-S(単層)管による露出配管は原則として認めない。
 - 4) 梁貫通を行ってはならない。
 - 5) 便所、調理場等の給排水設備の配管が多数ふ設される場所の土間配管は、極力行わない。
 - 6) 予備配管には、全て導入線を入れるものとする。
 - 7) プルボックスの蓋取り付けビスは、脱落防止型とする。
 - 8) 長辺が800mmを超える大型プルボックスは、片丁番式扉とする。
 - 9) 露出部分に設ける金属製プルボックスは、原則塗装仕上げとする。
 - 10) 屋外に設けるボックスには、水抜き穴を設ける。
 - 11) 二重天内に設けるボックスは、天井点検口より点検、入線が容易にできる位置に取り付ける。また、点検口の表面又は裏面に用途種別を明記した表示を取り付ける。
 - 12) プルボックス内及び室外機に収納する電線、ケーブルには行き先表示板を取り付ける。
 - 13) プルボックス内部に取付ボルトが出ている場合は、ケーブルを傷めない様に保護する。
 - 14) ころがし配線は、天井下地及び天井材に荷重をかけないように、天井吊り材等に適切な支持材を用い支持する。
 - 15) ケーブルラックの配線には、E.P.Sごとに銘板を取付け、種類、用途、行き先等を明記する。
 - 16) 分電盤以降の電線の色分けは分電盤1次側の色分けに合わせるものとする。ただし、監督職員の認めたV.V.Fケーブルは除く。
 - 17) 接地線は緑色とし、やむをえず他の色を使用する場合は、緑色テーピング処理を行う。
 - 18) 芯線相互の接続は、原則として圧着スリーブを使用すること。その他の接続方法をとる場合は、監督職員との協議による。

- 19) 圧着スリーブにて接続した芯線の先端は、折り曲げるかヤスリにて平滑にし絶縁テープ巻きする。
弱電主ケーブルのジョイントは、端子盤又はこれに類する場所で行うものとし、その他の部分での接続は認めない。
 - 20) 弱電主ケーブルの接続、分岐は端子台又はコネクタを使用し完全な接続を行う。ケーブル相互のいも接続は認めない。
 - 21) 弱電線と強電線は、十分な離隔を取って施工する。特に電磁誘導等による障害が発生する恐れのある部分については、シールド線等を使用して障害が起こらないよう十分考慮して施工する。
 - 22) 既設機器を撤去再取付する場合、撤去前に絶縁抵抗を測定し記録する。
 - 23) 各機器の接続に必要な付属コード類は、工事に含まれるものとする。
 - 24) 金属製の位置ボックスで電源線の通過するノックアウト等は、ブッシング等で保護する。
 - 25) 露出ボックス等には、その内部の配線の用途がわかるように明示する。
 - 26) ケーブル等の結束には、耐候性のインシュロック等腐食しないものを使用する。
 - 27) 屋外及び多湿箇所の配線の接続には、自己融着テープを使用し、その上に絶縁テープを巻く。
 - 28) 金属製可とう電線管を引込分電盤等の屋外で使用する場合、エントランスキャップ等から雨水が進入する恐れのある部分は、水抜きカップリングを使用する。
 - 29) 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルは、屋外や空調機接続部分では、架橋ポリエチレンの劣化防止の処理を行うものとする。
- 13 標仕 ステンレス鋼製キャビネットの適用
- 1) 正面の面積が0.2㎡以下のときは、1.0mm以上。
 - 2) 正面の面積が0.2㎡超過のときは、1.5mm以上。
- 14 分電盤・制御盤・端子盤等
- 1) 盤表面名称板は一般の部屋、廊下等共用部に設置するものについては中扉に取り付ける。ただし、監督職員の認めたものは除く。
 - 2) 塗装は、内外面とも同色とする。標準色は、屋内では2.5Y9/1、屋外では5Y7/1とする。その他、屋外で塗装色を茶色系統とする場合は5YR2/1を基本とする。塗装色を変更する場合は、発注仕様等により監督職員の承諾を得るものとする。
 - 3) ネームプレートは、裏面彫り込み文字としステンレス製ビスを用いて堅牢に取り付けることを原則とする。
 - 4) ネームプレートは、片穴を長穴にする。
 - 5) 埋め込み型のちり寸法は、15mm程度とする。
 - 6) 分電盤・制御盤等の支持ボルトはステンレス製を使用する。
 - 7) 自立盤の支持ボルトは、ダブルナットにて固定する。
 - 8) 分電盤等に用いるランプは、LEDとする。
 - 9) 原則として、表面扉はマグネットキャッチ式とし、中扉はマグネットキャッチによる片丁番式とする。
 - 10) ケーブル入線口等の開口部は、塩ビプレート等で綺麗に仕上げる。
 - 11) 搬入前には受注者にて十分な検査を行い、現場搬入する。軽微な手直しを除き、手直しは工場で行うものとし、現場での手直しは認めない。
 - 12) 単芯は、圧着端子を使用しない。
 - 13) 盤内のケーブル支持材料は、耐候性のインシュロック等の腐食しない材質のものを使用する。
 - 14) 盤内取付接地端子台は、使用配線用遮断器・漏電遮断器回路構成を十分に留意して取付ける。
 - 15) 盤内の制御回路の電線には線番号を設定する。
 - 16) 漏電遮断器用と配線遮断器用の接地は、それぞれ専用の接地銅帯に取付ける。
 - 17) 表面扉には、接地を施す。
 - 18) 盤内のケーブルには、行き先表示板を取り付ける。
 - 19) E P Sに設ける盤は、外扉を省略してもよい。ただし、中扉の盤厚は、外扉を設ける場合の盤厚とする。また、中扉と枠との隙間は、ほこりが侵入しがたい構造とする。
 - 20) 盤には、盤図もしくは完成図を取付ける。また、盤の改造を行った際には盤図もしくは完成図を修正し取付ける。
- 15 照明器具

- 1) 天井付けの器具は、基本は全てスラブより吊りボルトにて堅牢に取り付け、天井下地、天井材に荷重をかけない。特に施工が不可能と認められる場合は、監督職員と協議の上、天井吊り材より金物等を使用して取り付ける。器具の構造上吊りボルトにて施工することが困難な場合は、監督職員と協議の上施工する。
- 2) 照明器具の取り付けに使用するビス等は、ステンレス製とする。
- 3) ライティングダクトは、吊りボルト等にてスラブより堅牢に取り付ける。
- 4) ダウンライト等の埋込器具には、標仕によるほか、高所に取付ける場合は、ステンレスワイヤ等で脱落防止する。脱落防止機構付の器具にも施す。
- 5) 外灯の地際部には、防食テープを1回以上巻く。

○ 16 配線器具類

- 1) コンセントの送り配線は、ボックス内でジョイントし、機器の送り端子は使用しない。
- 2) 換気扇、外灯等スイッチの動作が確認できない場所に使用するスイッチ類は、ネーム入りLEDランプ付とする。
- 3) カーテンボックス内に取り付けるコンセントは、カーテンレールと窓の間に取り付け、カーテンの開閉に支障のないよう注意する。
- 4) 使用するプレートは、原則として新金属とする。ただし、監督職員が認める場合は、仕上げ等に合わせたプレートを使用してよい。
- 5) 配線器具類は、位置ボックスにステンレス製又は真鍮のビスで堅牢に取り付けるものとし、挟み金具の使用は認めない。ただし、施工上これによることが不可能であると監督職員が認めた場合は、その指示によるものとする。
- 6) フロアーコンセント等で、位置ボックスにビスで固定できないものは、床材に直接4点ビス止めを行う。
- 7) フロアーコンセントのあるコンセント回路では、施工上可能な限りフロアーコンセントが端末となるよう配線する。ただし、発注図と異なる場合は、監督職員と協議する。
- 8) 専用回路として使用するコンセントには、表示を付ける。(自動販売機、コピー電源、アンプ電源等。)
- 9) 換気扇のフードは、ステンレス製ビスで堅牢に取り付ける。また、取付面の上左右はシリコン系コーキング材でコーキング処理を行う。
- 10) 位置ボックス等の取り付けに際しては、メーカー標準の支持金物の使用を認める。

○ 17 接地工事

- 1) 接地極からの口出し線は、D種にあつては 5.5mm^2 以上、A種、B種及びC種は 14mm^2 以上とする。
- 2) 接地埋設標は、刻印又は専用のエナメルを使用して表示し、ステンレス製のビスで堅牢に取り付ける。
- 3) 接地抵抗の低減剤の使用は認めない。接地補助極にて低減する。
- 4) D種接地工事の新設時の接地抵抗は 50Ω 以下とする。ただし、3連結まで打って出ない場合を除く。

○ 18 地中配管線設備工事

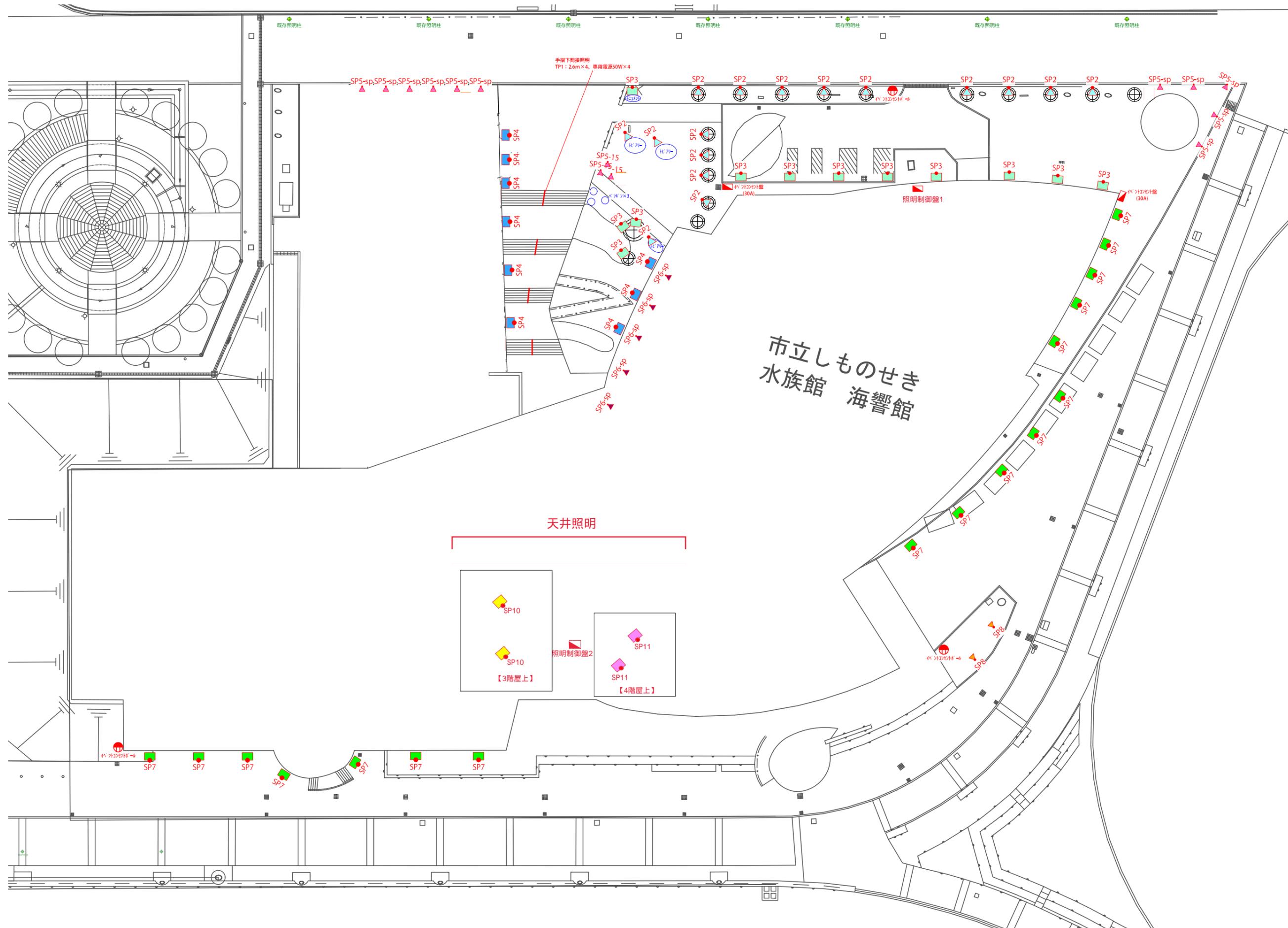
- 1) 埋設管の下部は、十分に均して施工する。
- 2) 図示のない場合、屋外埋設配管周囲は管下 50mm 、管上 50mm 、全体の厚さを 300mm 以上の砂で埋め戻す。
- 3) 配管ルートには、ケーブル埋設標示シートを敷設する。
- 4) 埋設標識シートの折り込み率は、高圧は3.5倍、低圧及び弱電は2倍とする。
- 5) アスファルト面に取り付ける埋設標示は、舗装面と同面となるよう施工する。
- 6) ブロックハンドホールの接合部及び配管接続部は、WSボンド等を使用して防水措置を施す。
- 7) 現場打ちハンドホールにおいては、防水に十分留意するとともに、内部の仕上がりが綺麗になるよう十分配慮する。
- 8) ハンドホールの鉄蓋は、簡易防水型以上の防水性能を有するものとし、エポキシ系塗料で綺麗に仕上げる。
- 9) アスファルト舗装を施工するときは、工程に沿った写真を撮影する。また、プライムコートは、舗装面全面に施工するものとし、写真を提出する。
- 10) ハンドホール内のケーブルには、種類、行き先(自・至)、用途を記入した銘板を取り付ける。

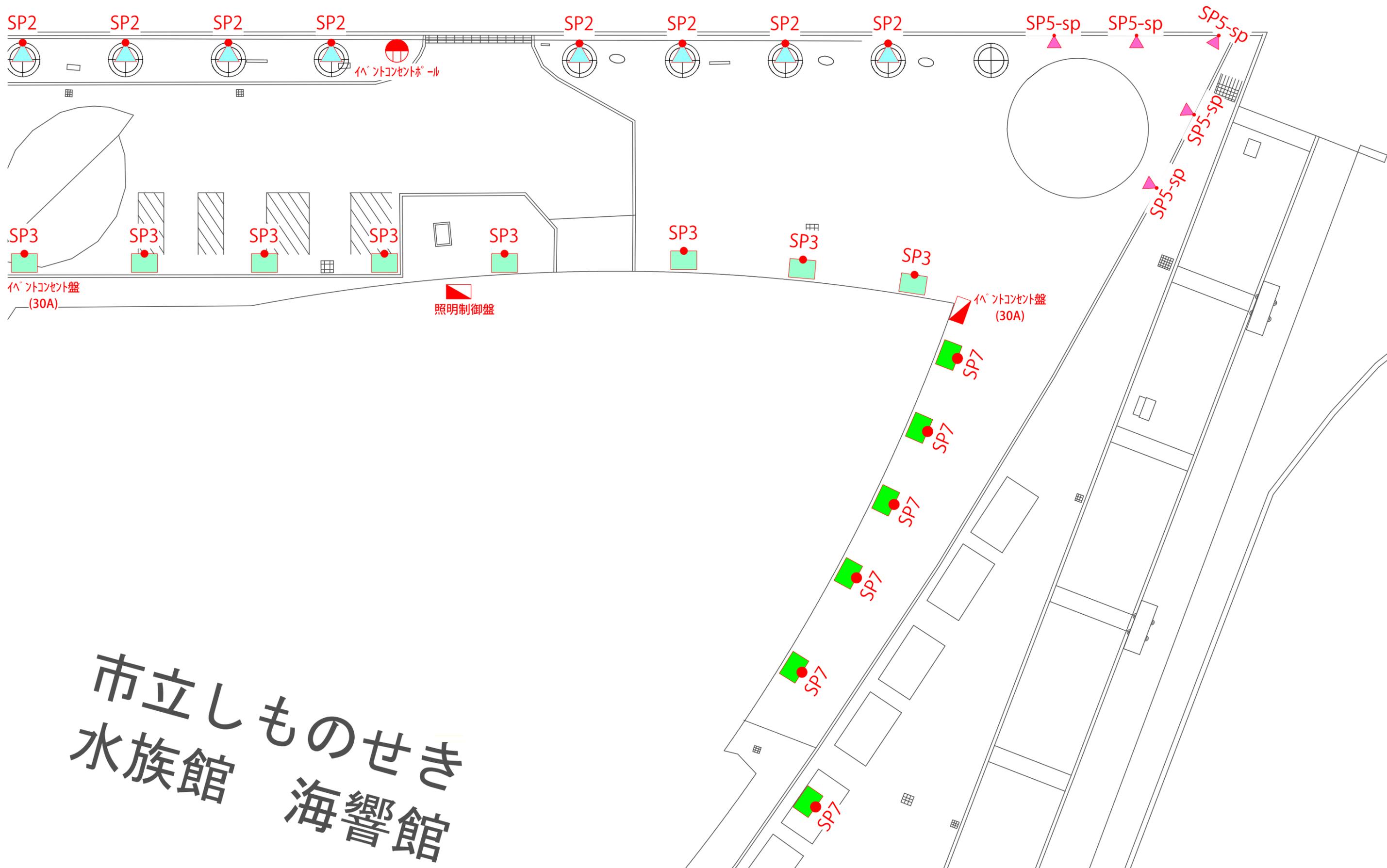
- 11) ハンドホール内のケーブル銘板は、アクリル板に裏面彫り込み文字とし、上部から容易に確認できる位置にナイロン紐等に取り付ける。高圧ケーブルの銘板は赤文字とする。
- 12) ハンドホール内のケーブルが輻輳する場合は、ステンレス製アイボルト又は同等以上の耐食性に優れたものを使用して吊り、整然と施工する。
- 13) 予備配管に入れる予備線は、ナイロンロープ(10mm以上)等の腐食しない材質のものを使用する。
- 14) 建物や屋外盤に至る配管はネオシール等で開口塞ぎ処理をし、湿気が入らないようにする。
- 15) 波付硬質合成樹脂管等のジョイントは原則として認めない。施工上ジョイントを必要とする場合は、監督職員に報告しその指示に従う。
- 16) 引き込み柱の装柱金物は、熔融亜鉛メッキ品とする。また、アームタイレスバンド等を使用する。
- 17) 引き込み柱の立ち下げ配管に鋼管を使用する場合、高圧にあつてはA種又はD種、低圧にあつてはD種接地工事を施す。
- 18) 地中埋設標は、分岐及び曲り箇所を設置する。

19)

LAN設備

- 1) UTPケーブルのふ設は、強電線、水道管及びガス管等にも接触しないようにふ設する。
- 2) UTPケーブルをインシュロック等で支持する場合には、締め付けすぎない様に注意する。
- 3) UTPケーブルのふ設は、減衰・漏話防止のため、原則として余長はとらない。
- 4) フルーク試験のテストレポートは、データにて提出し、集計表を試験成績表として提出すること。

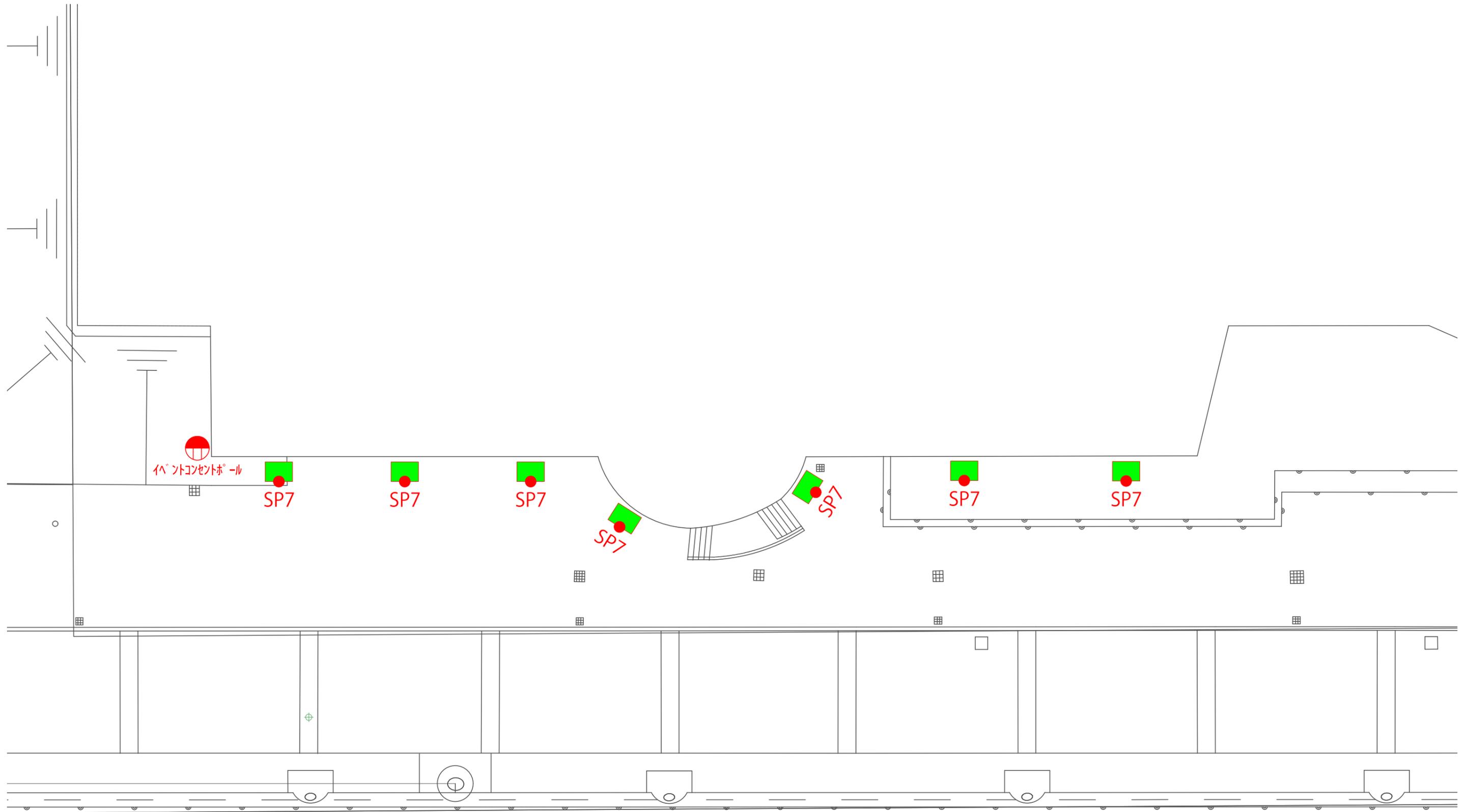


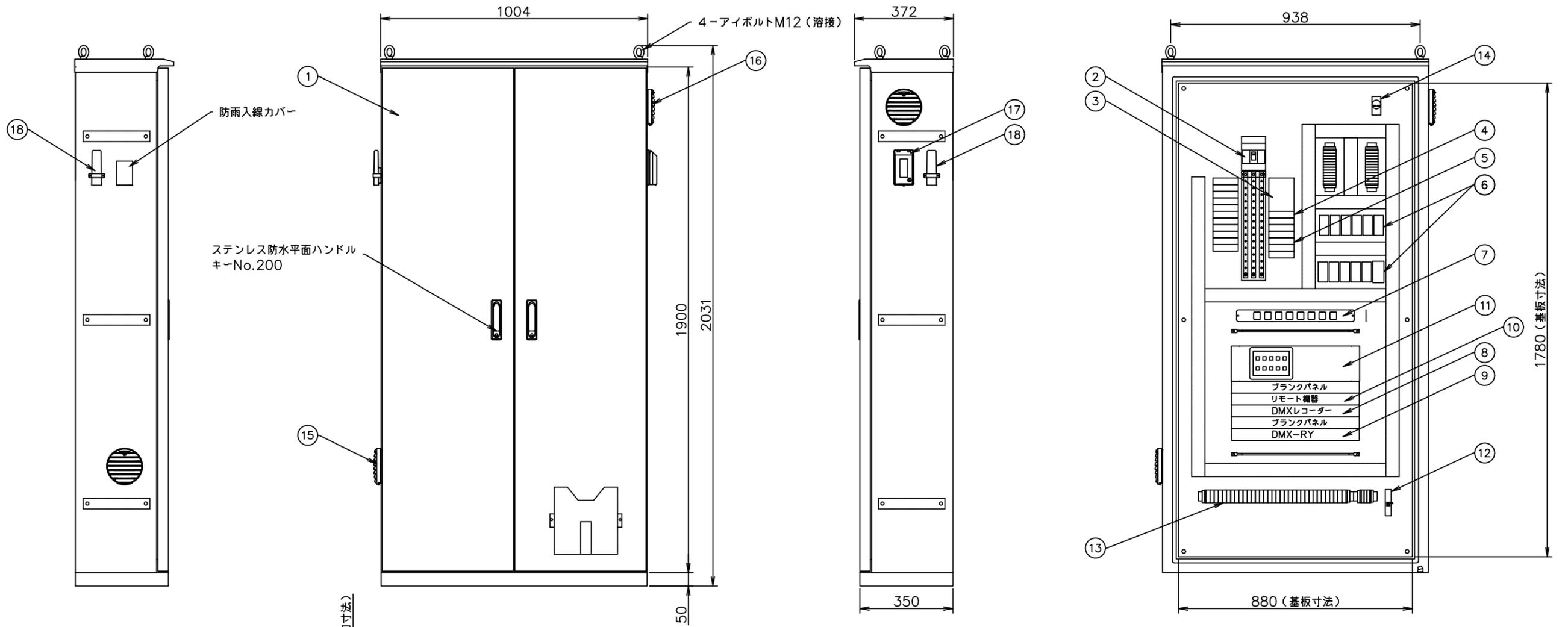


市立しものせき
水族館 海響館

市立しものせき
水族館
海響館







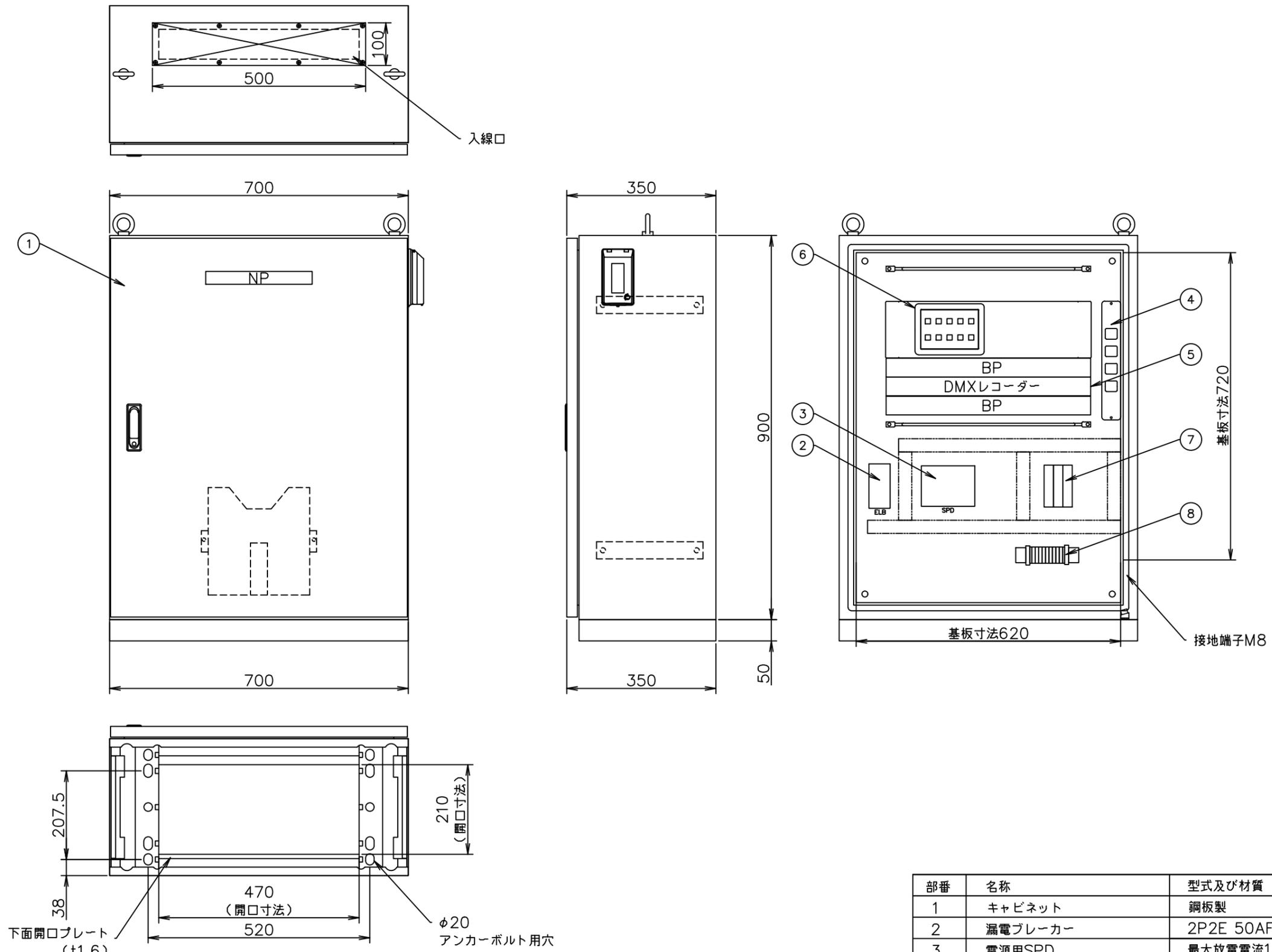
ステンレス防水平面ハンドル
キーNo.200

防雨入線カバー

盤仕様	
入力電圧	1φ3W100V/200V 50/60Hz
塗装色	指定色塗装
材質	ボデー・ドア：SUS304 t=2.0、基板：鋼板 t=2.3
設置場所	屋外用 (IP43)
重量	約168kg

部番	名称	型式及び材質	数量
1	キャビネット	ステンレス製	1基
2	単3中性線欠相保護付サーキットブレーカ	3P2E 150AF/125AT	1ヶ
3	電源用SPD	最大放電電流10kVA	1ヶ
4	スリムサーキットブレーカー	2P1E 50AF/15AT	2ヶ
5	スリム漏電ブレーカー	2P2E 50AF/30AT 30F	3ヶ
		2P2E 50AF/20AT 30F	2ヶ
		2P2E 50AF/15AT 30F	11ヶ
6	電磁接触器	コイル定格電圧：AC100V、定格使用電流：32A (200V)	1ヶ
		コイル定格電圧：AC100V、定格使用電流：11A (100V)	11ヶ
7	コンセントタップ	8口	1ヶ
8	DMXレコーダー	UDMR2	1台
9	DMXリレユニット	無電圧12接点	1台
10	lot/M2Mルーター	RX220	1台
	シリアルデバイスサーバー	Nport5110	1台
11	シーンスイッチ	10シーンボタンスイッチ	1台
12	信号用SPD	線間45V、対地間400V	1ヶ
13	出力端子台	電源：M5、信号：M3.5	1式
14	可変式温度調節器	FAN用 (調整範囲0℃~60℃)	1ヶ
15	ルーバー	ステンレス製、吸気用	1ヶ
16	換気扇付きルーバー	ステンレス製、排気用	1ヶ
17	フルカラーガードプレート	GPSアンテナ設置	1ヶ
18	LTEアンテナ		2ヶ

※盤内機器外観は参考です。
 ※レイアウトは変更の可能性があります。
 ※GPSアンテナ、LTEアンテナの遮蔽物なき事。

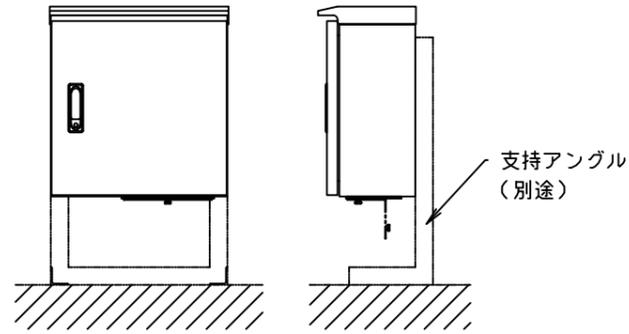


盤仕様	
入力電圧	1φ2W100V 50/60Hz
塗装色	ライトベージュ (5Y7/1)
材質	ボデー・ドア：鋼板 t=2.3、基板：鋼板 t=2.3
設置場所	屋内用
重量	約80kg

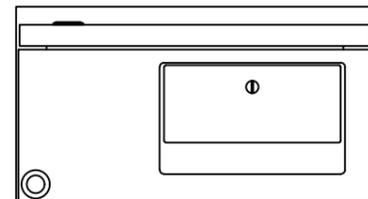
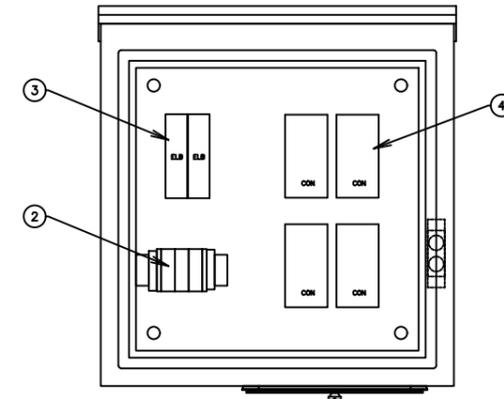
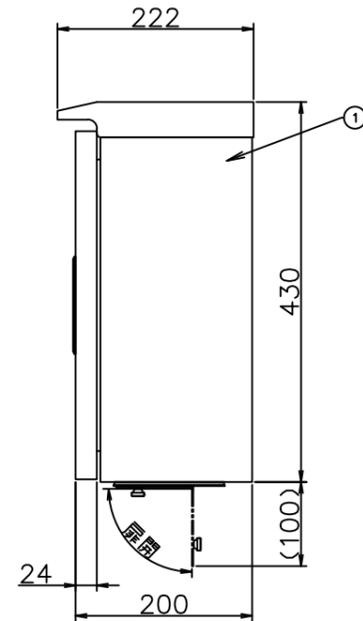
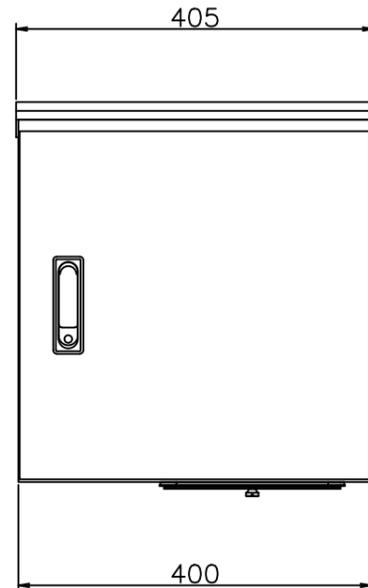
部番	名称	型式及び材質	数量
1	キャビネット	鋼板製	1基
2	漏電ブレーカー	2P2E 50AF/15AT	1ヶ
3	電源用SPD	最大放電電流10kVA	1ヶ
4	コンセントバー	4口	1ヶ
5	DMXレコーダー	UDMR2	1台
6	シーンスイッチ	照光式10ボタン	1台
7	信号用SPD	線間45V、対地間400V	3ヶ
8	端子台	DMX：M3.5	1式
9	フルカラーガードプレート	GPSアンテナ設置	1ヶ

※盤内機器外観は参考です。
 ※レイアウトは変更の可能性があります。
 ※GPSアンテナの遮蔽物なき事。

設置参考図



支持材にボルト固定、ポールにバンド固定などで設置してください。
金具等は電気工事業者様にてご用意ください。



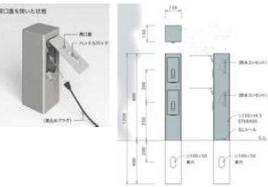
盤仕様	
入力電圧	1φ2W100V 50/60Hz
塗装色	指定色塗装
材質	ボデー・ドア：SUS304 t=1.5、基板：鋼板 t=2.3
設置場所	屋外用 (IP44)
重量	約15kg

部番	名称	型式及び材質	数量
1	キャビネット	ステンレス製	1基
2	電源入力端子台	M5	1式
3	スリム漏電ブレーカー	2P2E 50AF/20AT 30F	2ヶ
4	コンセント	抜け止め接地ダブルコンセント	4ヶ

※取付穴・配線穴は開いておりません。

特記事項	USHIO ウシオライティング株式会社	承認	担当	工事名称	図面No.
		検印	検印	下関 海響館外構ライトアップ整備	
			設計	図面名称	縮尺
			2024.06.19	イベントコンセント盤	1:8

別紙9 ■器具リスト

<p>SP2. アウトドアスポットライト 16台</p> <p>メーカー：山田照明 品名：アウトドアスポットライト 品番：AD-3237-L+TG455</p>	<p>SP3. LED投光器 12台</p> <p>メーカー：KOYA JAPAN Lighting 品名：LED投光器 品番：SPEC50-FL1-1WW-50/120</p>	<p>SP4. LED投光器 9台</p> <p>メーカー：遠藤照明 品名：LED投光器 品番：ERS5224HA</p>	<p>SP5-15. 小型スポットライト1灯用15° 3台</p> <p>メーカー：トキスター 品名：オーリングス1灯用 (ゲアカットバー) 品番：OLS02L-30K-15D-1</p>	<p>SP5-sp. 小型スポットライト1灯用スプレッド11台</p> <p>メーカー：トキスター 品名：オーリングス1灯用 (ゲアカットバー) 品番：OLS02L-30K-SP-1</p>
 <p>TG-455・¥14,500 アルミ (黒色塗装) 重量: 0.2kg フード: カットタイプ</p> <p>100V 非調光</p>	 <p>100V 非調光</p>	 <p>100-242V 非調光</p>	 <p>100V 非調光</p>	 <p>100V 非調光</p>
<p>仕様：LED, 100V, 27.7W, 3000K, 46°, 1598lm, 防雨型, 電源内蔵, キャプタイヤケーブル5mプラグ付き サイズ：φ100, H234 (地上), H269 (スバイク) D192 備考：特注重耐塩塗装</p>	<p>仕様：LED, 100V, 50W, 3000K, 防雨型, 電源内蔵, サイズ：W285, H235, D150 備考：特注重耐塩塗装</p>	<p>仕様：LED, 100-242V, 17.9W, 3000K, ワイドフラッド, 1883lm 防湿防雨型, 電源内蔵, サイズ：W190, H213, D76 備考：特注重耐塩塗装</p>	<p>仕様：LED, 2.1W, 3000K, 15°, 防湿防雨型, 電源別置, 重耐塩仕様 サイズ：W80, H69, D50 備考：別途電源1台・リードケーブル必要</p>	<p>仕様：LED, 2.1W, 3000K, スプレッド配光, 防湿防雨型, 電源別置, 重耐塩仕様 サイズ：W80, H69, D50 備考：別途電源2台・リードケーブル必要</p>
<p>SP6-sp. 小型スポットライト3灯用スプレッド 5台</p> <p>メーカー：トキスター 品名：オーリングス3灯用 (ゲアカットバー) 品番：OLS02L-30K-SP-3</p>	<p>SP7. ハイパワーRGB投光器 17台</p> <p>メーカー：ウシオライティング 品名：MINI BRICK 品番：MINI BRICK</p>	<p>SP8. スポットライト 2台</p> <p>メーカー：大光電機 品名：スポットライト 品番：LLS-7093LUM+LLA-7118U+LZA-92557</p>	<p>TP1. 手摺照明 10.4m</p> <p>メーカー：ナカ工業 品名：後付けLED照明ユニット 品番：ATU-S2700K(乳白チューブ)</p>	<p>コンセントポール 3本</p> <p>メーカー：ヨシモトポール 品名：屋外用コンセントポール 品番：YPOC-1200</p>
 <p>100V 非調光</p>	 <p>100-240V DMX</p>	 <p>100V 非調光</p>	 <p>DC12V 非調光</p>	 <p>100V 非調光</p>
<p>仕様：LED, 6.3, 3000K, スプレッド, 防湿防雨型, 電源別置, 重耐塩仕様 サイズ：W128, H69, D50 備考：別途電源1台・リードケーブル必要</p>	<p>仕様：LED, 100-240V, 200W, 6100lm, RGBW, 防雨型 (IP66), 電源内蔵, 重耐塩仕様 DMX制御調光 サイズ：W295, H248, D233 その他：光源寿命50,000時間 器具色：標準色</p>	<p>仕様：LED, 100~242V, 16W, 760lm 30° 2700K, 防水防塵性能 (IP65), 電源内蔵, 非調光, 重耐塩仕様 サイズ：φ85, H195, D153 その他：光源寿命40,000時間 器具色：指定色塗装</p>	<p>仕様：LED, DC24V, 3.9W/m, 282lm/m, 2700K 電源別置, 防雨型, 電源別置, 非調光 サイズ：W19.5, H19 備考：</p>	<p>仕様：コンセント2口用 サイズ：W150, D150, H800 (地上部) 備考：</p>

別紙9 ■器具リスト

SP10 ハイパワーRGB投光器 2台	SP11 ハイパワー小型RGB投光器 2台
メーカー：ウシオライティング株式会社 品名：BRICK 品番：BRICK	メーカー：ウシオライティング 品名：MINI BRICK 品番：MINI BRICK
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-left: 10px;"> 100-240V DMX </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="background-color: #003366; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-left: 10px;"> 100-240V DMX </div> </div>
仕様：LED, 100-240V, 400W, 9500lm, RGBW,防雨型(IP66), 電源内蔵, DMX制御調光 サイズ：W438.7, H262.2, D160.5 その他：光源寿命50,000時間 器具色：標準色	仕様：LED, 100-240V, 200W, 6100lm, RGBW,防雨型(IP66), 電源内蔵, 重耐塩仕様 DMX制御調光 サイズ：W295, H248, D233 その他：光源寿命50,000時間 器具色：標準色

業務名	下関市立しものせき水族館（海響館）ライトアップ整備業務				課長	補佐	補佐	主査	主査	係長	主任	設計	検算
一金													
内					訳								
番号	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要						
A	設計費		1	式									
B	工事費		1	式									
	業務価格		1	式									
	消費税等相当額		1	式									
	業務費												

電気設備工事 細目別内訳							
科目	電気設備工事	中科目	電気設備工事				
番号	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
	SP7	海響館外壁 RGB投光器	17	個			
		上記用ガード	17	個			
	SP8	くじらモニュメント スポットライト	2	個			
		上記用ガード	2	個			
	TP1	海響館入り口 後付けLEDユニット 10.4m	1	式			
		屋外用DC電源150W24V	1	個			
	SP2	海響館入り口 スポットライト	16	個			
		カットフード	16	個			
	SP3	海響館外壁 50W投光器	12	個			
		上記運送費	1	式			
		上記用ガード	12	個			
	SP4	海響館入り口 投光器	9	個			
		上記用ガード	9	個			
	SP5-15	ペンギン 小型スポットライト	3	個			
		配線リード	1	個			

電気設備工事 細目別内訳							
科目	電気設備工事	中科目	電気設備工事				
番号	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
		LED用定電流電源	1	個			
		中間リード	2	個			
		スパイク	3	個			
SP5-sp		芝生 小型スポットライト	11	個			
		配線リード	2	個			
		LED用定電流電源	2	個			
		中間リード	8	個			
		スパイク	11	個			
SP6-sp		上部壁面 小型スポットライト	5	個			
		配線リード	1	個			
		LED用定電流電源	1	個			
		中間リード	5	個			
SP10		屋上 RGB投光器	2	個			
SP11		屋上 RGB投光器	2	個			
	コンセントホール		3	個			

電気設備工事 細目別内訳							
科目	電気設備工事	中科目	電気設備工事				
番号	名称	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
	照明制御盤	制御機器込	1	面			
	制御盤基礎		1	箇所			
	照明制御盤（屋上用）	制御機器込	1	面			
	制御盤基礎（屋上用）		1	箇所			
	イベントコンセント盤		2	面			
	イベントコンセント盤基礎		2	箇所			
	土木工事費（基礎）		3	箇所			
	照明制御盤・イベントコンセント盤 運送費		1	式			
	盤設置工費		1	式			
	配管		1	式			
	配線		1	式			
	信号線（調光制御用）		1	式			
	舗装撤去復旧 インターロッキング		1	式			
	正面玄関 タイル撤去復旧		1	式			
	土工事	残土処分費含	1	式			

